

# 年次報告書（概要）

令和3年12月  
参議院情報監視審査会

## 1 報告書の趣旨及び対象期間

- 本報告書は、審査会規程第22条第1項において、審査会は毎年1回調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものと規定されていることに基づくもの。
- 本報告書は、令和2年9月1日から令和3年9月30日までの活動を対象としている。

## 2 審査会の任務・権限等

- (1) 審査会の組織等
  - (2) 審査会の任務・権限等
  - (3) 審査会の活動
  - (4) 審査会の保護措置
- (略)

## 3 審査会の活動経過等

### (1) 活動経過の概要

- 対象期間中に審査会を12回開会した。

### (2) 調査の経過及び結果

#### ①調査の経過

- 令和元年末時点の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査を行った。
  - ・ 河野国務大臣から政府の年次報告（令和2年6月16日）について概要説明を聴取した。
  - ・ 内閣官房（内閣情報調査室）から、政府の年次報告についての補足説明及び令和元年中に適性評価のみを実施した15の行政機関における適性評価の実施の状況についての説明を聴取し、質疑を行った。
  - ・ 内閣官房（内閣情報調査室）から、本審査会の年次報告書（令和元年12月）における指摘事項に係る政府の対応について説明を聴取した。
  - ・ 内閣官房（内閣情報調査室）から、運用基準の一部変更について報告を聴取した。
  - ・ 内閣府独立公文書管理監から、内閣府独立公文書管理監報告（令和2年6月19日）について概要説明を聴取し、質疑を行った。
  - ・ 令和元年末時点で特定秘密を指定している12の行政機関から、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。
  - ・ 特定秘密保護制度の運用状況及び情報監視審査会の活動について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。
  - ・ 警察庁から、本審査会が要求した特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。
  - ・ 河野国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

#### ②調査の概要（略）

#### ③主な指摘事項

本審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

- 特定秘密保護制度に関する国民の信頼を高めるためには、本審査会の活動等を通じて

監視機能が働いていると国民に理解されることが重要であることを踏まえ、本審査会が機微な情報について行政機関に説明を求めた場合でも、厳格な保護措置を講じている本審査会との信頼関係の中で、必要に応じて不開示情報を含めた説明を行うなど、より一層真摯かつ適切に対応すること。

- 国会から特定秘密の提示を求められても提示されない例外的な事例として、サードパーティールールや人的情報源が特定される情報などが挙げられているところ、過去には提供元から要請があった部分をマスキングするなどの対応をすることで本審査会に提示した例があることに鑑み、例外的な事例というだけで提示困難と判断せず、提示可能な方法がないか追求し、提示に向けて積極的に対応すること。
- 多くの特定秘密文書を所定の手続を経ずに廃棄していた事案が複数発生するなど、特定秘密文書を扱う職員の意識や理解の不足を一因とする文書管理上の問題が見られることを踏まえ、不適切な取扱事案が発生した場合には、当該行政機関において徹底的に検証し、それを踏まえた研修等を通じて職員の意識や理解の向上を図るとともに、必要に応じて管理手続を見直すなど、再発防止に向けた取組を進めること。
- 特定秘密の指定が適切であっても、対象情報の拡大解釈等により過剰に特定秘密文書とされていないかといった懸念があることを踏まえ、特定秘密の新規指定や有効期間の延長があった場合、内閣府独立公文書管理監は検証・監察において、実際に当該特定秘密文書の提示を受け、特定秘密とされる情報が妥当な範囲に収まっているか確認すること。

#### ④年次報告書における指摘事項に係る政府の対応

- 本審査会の年次報告書（令和元年12月）における指摘事項に係る政府の対応について、令和2年12月2日の審査会において、内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監から説明聴取した内容を掲載。

#### （3）審査の経過及び結果

審査の要求・要請はなかった。

#### （4）特定秘密の提出・提示の要求

警察庁から、本審査会が要求した特定秘密の提示を受けた。

#### （5）勧告

勧告は行わなかった。